２　前項の規定は、この省令による改正前の指定規則第五条又は第六条に規定する指定基準を満たすものとして法第七条第二号又は第三号の規定による指定を受けた精神保健福祉士養成施設等の設置者が、この省令の施行の日以後にこの省令による改正前の指定規則第五条又は第六条に規定する指定基準に基づき新指定規則第四条第二項の規定により同令第三条第一項第十号に掲げる事項に係る変更の届出を行うときについて、準用する。

（準備行為）

第六条　法第七条第二号及び第三号の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第二項各号に規定する新指定規則の規定の適用前においても、新指定規則の規定の例により行うことができる。

○国土交通省令第十三号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第百八十一号）の施行に伴い、及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定に基づき、建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月六日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
（確認申請書の様式） **第一条の三**　（略） 一～四　（略） 一　（略） 二	（確認申請書の様式） **第一条の三**　（略） 一～四　（略） 一　（略） 二
（い） （ろ） 図書の種類 明示すべき事項 （は）～（と） （略） （ち） 法第三十五条の二の規定が適用される建築物 各階平面図 （略） 令第百二十八条の五第七項に規定する国土交通大臣が定める建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項 （略） （り） 法第三十五条の三の規定が適用される建築物 （略） 令第百十一条第一項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当すること	（い） （ろ） 図書の種類 明示すべき事項 （は）～（と） （略） （ち） 法第三十五条の二の規定が適用される建築物 各階平面図 （略） 令第百二十八条の五第七項に規定するスプリンクラー設備等及び排煙設備の設置状況 （略） （り） 法第三十五条の三の規定が適用される建築物 （略） （新設）
令第百十一条第一項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することの確認	